

議案第40号

みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例について

みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3年 8月20日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正され、個人番号カードの発行主体が市区町村から地方公共団体情報システム機構へ移行し、同機構が個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することができるようになり、当該手数料の徴収事務については、市区町村長に委託することができる旨の規定が新設され、個人番号カードの再交付に関する規定が不要となり、みやき町証明等手数料条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例

みやき町証明等手数料条例（平成17年みやき町条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表個人番号カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
(略)		(略)	
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき 300 円	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき 300 円
個人番号カードの再交付	1件につき 800 円	(削除)	(削除)
印鑑登録証明書	1通につき 300 円	印鑑登録証明書	1通につき 300 円
(略)		(略)	